

令和6年度市民がつくるコンサート開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民が主体となった文化芸術活動を推進するため、市民がつくるコンサートを通じて、優れた文化芸術と触れ合える機会を創出する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金については、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助申請者」という。）は、市民等で組織する非営利の実行委員会とし、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 実行委員会は、一定の会則又は規約等を有し、執行する組織が確立しており、自ら経理し、監督する等経理体制が明確になっていること。
- (2) 実行委員会は、政治、宗教、選挙活動を目的としていないこと。
- (3) 実行委員会は、国、地方公共団体から類似する補助金、助成金等の補助又は支援を受けていないこと。
- (4) 実行委員会は、補助金の交付を申請する時点で、現に発足し、事業展開が可能であること。

2 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実行委員会が企画、運営し、音楽の鑑賞の機会を市民に提供するコンサート事業とする。

3 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項の補助事業に要する経費のうち、当該補助事業に直接要する経費とする。ただし、飲食費及び懇親会への補助金の充当はできないものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。

(交付の申請)

第4条 補助申請者は、補助事業を行う前に、市民がつくるコンサート開催事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に対し提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) その他必要な書類等

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかを調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに、市長に報告してその指示を受けるべきこと。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、他の条件を付することができる。

(交付の決定の通知等)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を市民がつくるコンサート開催事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき認めるときは、速やかに、その旨を補助申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容について、次に掲げる変更理由が生じた場合は、市民がつくるコンサート開催事業補助金変更申請書（様式第3号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業を中止又は廃止するとき。
- (2) 事業について事業費の2割以上又は事業量の2割以上の変更をするとき。
- (3) 補助金額に変更が生じるとき。
- (4) その他市長が必要と認める事項を変更するとき。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額の変

更を必要とするときは市民がつくるコンサート開催事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）、その他にあつては市民がつくるコンサート開催事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

（状況報告）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業等の遂行の状況に関し、補助事業者から報告を求めることができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、市民がつくるコンサート開催事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に対し事業が完了、中止若しくは廃止してから30日を経過した日又は当該年度末のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実施内訳書
- (3) その他必要な書類（領収書等）

（補助金等の額の確定等）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等によりその内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに、市民がつくるコンサート開催事業補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助事業に是正の見込みがなく、補助金を交付することができないと認めるときは、速やかに、その旨を補助事業者に連絡するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助事業者は、補助金の額の確定について、前条第2項の規定による通知を受けたときは、市民がつくるコンサート開催事業補助金交付請求書（様式第8号）に補助金確定通知書の写しを添えて、市長に対し直ちに補助金の交付を請求しなければならない。

（概算払）

第13条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付目的を達成するため又は補助事業の性質上、事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を事前に概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第7条第1項の規定による通知を受けた後、市民がつくるコンサート開催事業補助金交付請求書に市民がつくるコンサート開催事業補助金交付決定通知書の写しを添えて、市長に対し補助金の交付を請求しなければならない。

3 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けたときは、第10条の規定により実績報告を行う際に市民がつくるコンサート開催事業補助金精算書（様式第9号）を提出しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこれに基づく市長の処分違反したとき。
- (5) 市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第7条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

4 市長は、第1項の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、市民がつくるコンサート開催事業補助金返納・返還命令通知書（様式第10号）により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（理由の提示）

第15条 市長は、補助金の交付の決定の取消しをするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示すものとする。

（関係書類の保管等）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
(令和5年度市民がつくるコンサート開催事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 令和5年度市民がつくるコンサート開催事業補助金交付要綱（令和5年石岡市教育委員会告示第32号）は、廃止する。

年 月 日

石岡市長 宛

住 所
申請者 名 称
氏 名

市民がつくるコンサート開催事業補助金交付申請書

令和6年度市民がつくるコンサート開催事業補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助事業等の目的
- 3 添付書類
 - (1) 収支予算書
 - (2) 事業計画書
 - (3) その他必要な書類等

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

市民がつくるコンサート開催事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、令和6年度市民がつくるコンサート開催事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定の区分 交付 不交付

2 補助金交付決定額 金 円

3 交付条件

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 補助事業完了後、30日を経過した日又は当該年度末のいずれか早い日までに、別に定める様式により補助金実績報告書を市長に提出すること。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

4 不交付理由

年 月 日

石岡市長 宛

住 所

名 称

氏 名

市民がつくるコンサート開催事業補助金変更申請書

年 月 日付けで交付決定通知のあった市民がつくるコンサート開催事業補助金について、補助事業を下記のとおり変更したいので、令和6年度市民がつくるコンサート開催事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付決定額 金 円（うち概算交付済額 金 円）
- 2 変更後の補助金の申請額 金 円
- 3 計画変更の理由
- 4 添付書類
 - (1) 変更収支予算書
 - (2) 変更事業計画書
 - (3) その他必要な書類等

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

市民がつくるコンサート開催事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の変更については、令和6年度市民がつくるコンサート開催事業補助金交付要綱第8条の規定により承認し、補助金の額を下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 補助事業完了後、30日を経過した日又は当該年度末のいずれか早い日までに別に定める様式により補助金実績報告書を市長に提出すること。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

市民がつくるコンサート開催事業補助金変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった補助事業の変更については、令和6年度市民がつくるコンサート開催事業補助金交付要綱第8条の規定により承認したので通知します。

記

1 補助金等の名称

年 月 日

石岡市長 宛

住 所
名 称
氏 名

市民がつくるコンサート開催事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった市民がつくるコンサート開催事業補助金の事業について、下記のとおり実施したので、令和6年度市民がつくるコンサート開催事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円（うち概算交付済額 金 円）
- 2 実績の概要
（内容、効果等）
- 3 添付書類
 - （1）収支決算書
 - （2）事業実施内訳書
 - （3）その他必要な書類（領収書等）

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

市民がつくるコンサート開催事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金について、補助金実績報告書の審査結果に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので、令和6年度市民がつくるコンサート開催事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

年 月 日

石岡市長 宛

住 所
補助事業者 名 称
氏 名

市民がつくるコンサート開催事業補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定・確定通知のあった補助金について、令和6年度市民がつくるコンサート開催事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 金 円
- 2 請求額の内容

補助金等の名称		
交付決定通知		年 月 日付け通知（ 第 号）
補助金交付決定額		円
確定通知		年 月 日付け通知（ 第 号）
補助金確定通知額		円
内 訳	既受領額	円
	今回請求額	円
	残 額	円

※補助金交付決定通知書又は補助金確定通知書の写しを添付すること。

この請求金額は下記口座に振込願います。	
振込口座	銀行・金庫 支店 普通・当座 第 号
フリガナ	
口座名義人	

※フリガナ欄は、指定される口座の通帳に記載されているカタカナ名を記入すること。

年 月 日

石岡市長 宛

住 所
名 称
氏 名

市民がつくるコンサート開催事業補助金精算書

概算払により交付のあった補助金について、令和6年度市民がつくるコンサート開催事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり精算します。

記

1 精算の内容

(1)	概算払額	金	円
(2)	交付確定額	金	円
(3)	精算額	金	円

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

市民がつくるコンサート開催事業補助金返納・返還命令通知書

年 月 日付けで交付決定・確定通知した補助金について，令和6年度市民がつくるコンサート開催事業補助金交付要綱第14条第4項の規定により，下記のとおり返納・返還するよう通知します。

記

- 1 返納・返還すべき金額 金 円
- 2 返納・返還期限 年 月 日
- 3 返納・返還方法 別紙返納通知書による。
- 4 補助金等の内容

交付決定通知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補助金交付決定額	円
確定通知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補助金確定通知額	円
補助金の既交付額	円（ 年 月 日交付）
返納・返還事由	

